

令和 5 年度第 3 回柏市国民健康保険運営協議会会議録

1 開催日時

令和 5 年 10 月 26 日（木）午後 2 時から 4 時まで

2 開催場所

柏市柏下 65-1

ウェルネス柏 4 階 研修室

3 出席者

(1) 委員

百瀬委員（会長），清水委員（副会長），石塚委員，大嶋委員，大塚委員，小林委員，齊藤委員，谷村委員

(2) 事務局

ア 特別職等

沖本健康医療部理事

イ 保険年金課

大滝課長，古川副参事，清水副参事，杉野副主幹（企画管理担当リーダー），川井主査（同担当リーダー），布施主査（資格・賦課担当リーダー），占部主査（収納整理担当リーダー），山岸副主幹（後期高齢者医療担当リーダー），芳村主事（企画管理担当）

4 議題

(1) 令和 6 年度以降の国保運営について②（諮問事項協議）

(2) 出産する被保険者の国民健康保険料の免除に係る審議について（諮問事項協議）

(3) その他

5 議事（要旨）

事務局から資料に沿って説明を行った。これに対する主な質疑等の内容は次のとおり（（）内は発言者）。

(1) 令和 6 年度以降の国保運営について②（諮問事項協議）

（質疑：百瀬会長）

清水副会長が提供された資料によると、一人当たりの医療費で最も高額となっている傷病名は腎不全であるが、柏市では保

健事業の中で、腎不全等を予防する活動にはしっかりと取り組んでいるという理解でよろしいか。

(応答：沖本理事)

ご指摘のあった腎不全等については、保健事業として、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを組み、医師会や医療機関と協力して進めている。透析が始まった患者の一人当たり医療費は年間500万円に近く、特に力を入れている。

(質疑：百瀬会長)

千葉県で保険料率が統一された場合において、保健事業の各種取り組みの結果、医療費を抑制できたときに、保険者努力支援制度等の交付金によるもの以外に何らかの恩恵がなければインセンティブが働くのではないか。

(応答：大滝課長)

御推察の通り、柏市としての取り組みが柏市に恩恵として返ってくるという視点では、都道府県単位化前の方が明確であった。保険料率が統一された場合、柏市が医療費適正化に向けた取り組みを行ったとしても、それが全て柏市の保険料の抑制に繋がるものではない。もっとも、医療費適正化等の取り組みについては、都道府県単位で行われるように進められていると認識している。

(質疑：斎藤委員)

一般財源の投入にあたり、国保財政の現状について市民全体に理解を頂く必要がある。理想は市民全員であるが、広報かしわへの記事掲載や市役所・出張所での広報物掲示など、広報活動を積極的に実施するべきではないか。

また、国保の被保険者に対しては、令和6年度からの値上げは避けられないという国保財政の現状について、例えば協議会の資料を基に分かりやすい広報媒体を作成し、理解してもらう必要があるのではないか。

(応答：大滝課長)

委員が御指摘されたように、今回の改定内容はいずれの案も規模が大きく、事前の周知・広報については、重要であると考え

えている。できるだけ分かりやすい内容を念頭に、前向きに検討してまいりたい。

(意見：百瀬会長)

周知・広報について、齋藤委員と同意見である。例えば運営協議会における議論の内容や、保険料率を見直さなければ一般財源からの投入額が非常に大きくなってしまうため引き上げを検討していることなどは、被保険者に早めに周知する必要があると考える。

(質疑：百瀬会長)

本日は5名の委員が欠席されているが、欠席委員からの意見提出があれば事務局から紹介願いたい。

(応答：杉野副主幹)

今回欠席されている委員のうち2名から、意見の提出があった。

佐藤委員からは、資料1の24ページの改定額について、③番、④番、⑧番又は⑨番とした場合、多額の一般財源投入となり、また、①番又は⑤番とした場合、改定幅が大きく被保険者の負担が増えるため、理解が得られるような取り組みが必要ではないかとの意見をいただいている。

細井委員からは、資料1の24ページの改定額のうち、②番が良いのではないかとの意見をいただいている。

(質疑：百瀬会長)

本日の審議では資料1の24ページが主要な論点となるが、保険料率の改定を隔年実施する場合と毎年実施する場合との違いについて、再度事務局から説明をいただきたい。

(応答：大滝課長)

制度としては毎年見直すことが基本であるが、隔年と毎年とでそれぞれ一長一短があると考えている。

毎年改定の場合、次年度以降の新しい将来推計は、隔年改定の場合よりも多少精度を上げることができ、賦課限度額の改定などの制度改革に対応したより正確な数値で改定幅を検討することができる。このため、柔軟性をもって、できるだけ負担を

低く、かつながらかな保険料負担の改定により保険料率の統一を迎えることができる。

一方で隔年改定については、隔年改定と毎年改定における改定額総額が2年間で同額となる場合で比較すると、一般財源の投入額は隔年改定の方が低く抑えられる傾向がある。被保険者が減少していくなかで、より多くの被保険者で改定を迎えることとなるため、赤字の解消という点では効果的である。

(質疑：清水副会長)

隔年改定の方が一般財源の投入額が少なくて済むことの理由として、被保険者数の減少が挙げられていたが、資料1の各パターンにおける将来推計では、令和9年まで被保険者が減少しているが、それ以降は増加している。これはどのような理由によるものか。

(応答：大滝課長)

現時点における被保険者数の将来推計は、団塊の世代が後期高齢者医療制度への移行を完了すると、年齢人口に沿って被保険者数が一度減少し、その後は団塊ジュニア世代の退職に向けて徐々に国保加入者が増加していく可能性があるとの予測を基に推計している。もっとも、国保に加入する年齢は、定年延長等の働き方の変化や年金を含めた社会保障制度の変更に大きく影響を受けるものであり、正確に見通すことは困難である。

(質疑：清水副会長)

事務的経費の観点から、隔年改定と毎年改定とでは、どちらの方が有利であるか。

(応答：大滝課長)

保険料の試算作業が毎年か隔年かという違いはあるものの、これは職員の本来業務であり、事務的経費については、そこまで大きな差はない。

(質疑：百瀬会長)

資料1では7年間の推計が示されているが、7年間のスパンを予測することは非常に困難である。様々な不確定要素がある中で、例えば隔年とした場合、保険料を増額改定した翌年に、

再度増額改定する必要があったとしても改定できず、また反対に予定よりも財政状況が改善したとしても保険料を減額改定することもできない。2年に1回での改定では現実の状況に対応した柔軟な修正ができないこととなる。そうなると、隔年改定とした場合のデメリットがあるのではないか。

(応答：大滝課長)

御指摘の部分は大変重要な観点であると考えている。国保以外の健康保険は基本的に就労者が加入しており、所得を含めた加入者の状況が均質で安定している傾向にある。一方で国保の場合は、その特性として被保険者の加入脱退が頻繁にあり、所得も他の健康保険に比べて一定でない。このような特性から、制度としては毎年見直すことが基本になっていると認識している。

(質疑：清水副会長)

会長が触れていたように将来を見通すことは困難である。近年における高年齢者雇用安定法の改正を鑑みると、この先70歳定年の義務化も現実的な可能性になってくるのではないか。そうすると、国保以外の健康保険に加入する期間が延び、70歳以降における国保加入者の割合が非常に高くなるのではないか。

(応答：大滝課長)

御推察された定年延長等の可能性は、十分にあり得ると考えている。しかし、千葉県が令和12年度に保険料率を統一するという可能性があることから、現行制度が継続するという前提において、今回は令和12年までとした。このように、毎年制度が変更されるなかにおいても柔軟に対応するため、保険料率についても毎年見直すという考え方もある。

(質疑：百瀬会長)

各委員から様々な意見を頂いたが、改定の頻度と金額について、これより意見集約に移りたい。欠席の委員からは既に意見を頂いていることから、出席の各委員から意見を伺いたい。

(応答：小林委員)

増額改定は必要であるものの、保険料の引き上げ幅をある程度抑えるため、資料1の24ページの改定額のうち⑦番がよいと思われる。

(応答：谷村委員)

隔年よりは毎年少しづつ上昇した方が被保険者の負担感が少ないと考え、⑦番がよいと思われる。

(応答：清水副会長)

隔年改定時の金額のインパクトを考えると、毎年の改定の方がよいのではないかと考え、⑥番か⑦番が落としどころとではないか。

(応答：大塚委員)

毎年改定がよいと考える。改定時の負担増をなるべく少なくという思いはあるものの、一般財源の投入規模や将来的な財政安定等を考えると、②番よりも⑦番が妥当ではないか。

(応答：斎藤委員)

⑦番が良いと考える。資料1の24ページの将来推計のパターン別比較を見れば、多数の方が⑦番を選択されるのではないか。

(応答：大嶋委員)

徐々に上げていく方が良いと思われる。⑦番が良いのではないか。

(応答：百瀬会長)

意見集約の結果、出席委員については全会一致で⑦番を支持となり、また、欠席委員からの提出意見を含めても、委員の過半数が⑦番の支持となった。このことから、令和6年度から令和11年度までの期間において、毎年改定することとし、改定の幅は8,500円を目安とすることを柏市国民健康保険運営協議会の結論としたいと考えるが、御異議等あれば御発言いただきたい。

<領く者あり>

御異議なしと認め、これを柏市国民健康保険運営協議会の結論とする。

(2) 出産する被保険者の国民健康保険料の免除に係る審議について（諮問事項協議）
(質疑：百瀬会長)

国の法改正を受けて、国民健康保険制度においても、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険料の免除規定が創設されることとなったとの理解でよいか。

(応答：大滝課長)

御認識のとおり、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を設けるものである。

6 傍聴

3名

令和6年1月11日

柏市国民健康保険運営協議会

会長

百瀬義慶